

## 平成 29 年度

### J A利根沼田 地域・農業活性化事業のご案内

J A利根沼田は「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」を目標とする J A 自己改革を実践するため、J A 共済連、J A 担い手サポートセンターの支援で、下記事業を実施します。

#### パイプハウス設置・移設支援事業

- 事業対象者 要領に基づいた 1 棟あたり 50 万円以上 (税込) のパイプハウスの設置 (建替) や移設を希望する担い手経営体。
- 申込期限 平成 29 年 8 月 15 日 (火) ※予算上限に達し次第終了します。
- 申込方法 見積書を用意し、営農部生産資材課までお申し込み願います。
- 対象施設 平成 29 年 4 月 1 日より平成 29 年 12 月 29 日までに施設の設置と決済が済んでいる施設
- お問い合わせ 営農部生産資材課 ☎0278-50-6114 担当 木村

## J A利根沼田 パイプハウス設置・移設支援事業実施要領

### 1. 目的

本事業は、「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」を目標とするJ A自己改革を実践するため、J A群馬担い手サポートセンターの「パイプハウス設置・移設支援事業」を活用し、パイプハウスの設置・移設にかかる費用の一部を助成する。

### 2. 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年4月1日から平成29年12月29日までとする。

### 3. 事業内容

#### (1) 事業対象者

農産物の長期・安定生産とコスト低減を図るため、1棟あたり50万円以上（税込）のパイプハウスの設置（建替）や移設を希望する担い手経営体。

#### (2) 助成内容

1棟当たりの設置（建替）・移設費によるランク区分により、該当する助成金を支出する。

ただし、次の費用は助成の対象外とする。

- ・古材の使用／ビニールの張替のみによる建替
- ・作物栽培以外を目的としたハウス設置（農機具の収納等）
- ・既存ハウスの解体費用
- ・ハウス付帯設備（加温用暖房器・灌水資材等）
- ・行政の事業（県単事業、国庫事業）との重複申請
- ・自主施工による施工
- ・助成金が終了次第、締め切りとする。

設置・移設費によるランク		助成率（％）
A	50万円以上 75万円未満	6
B	75万円以上 100万円未満	8
C	100万円以上	10

※万円未満は切り捨てとする。

#### (3) 助成対象期間

当J Aとのパイプハウスの設置（建替）・移設申込みが平成29年4月1日以降で、平成29年12月29日までに施設の設置と決済が完了している施設。

#### 4. 助成手続き

##### (1) 事業計画申請

- ①事業対象者は、助成対象事業の設置・移設を計画・決定した後、別に定める「平成29年度 パイプハウス設置・移設 実施計画書」(別紙 様式1)を作成し、平成29年8月15日までに営農部生産資材課あて提出する。
- ②営農部生産資材課は、提出された計画書を審査し、必要に応じて内容確認等を行う。

##### (2) 事業報告・助成申請

事業対象者は、助成対象期間における設置・移設の確定後、別に定める「平成29年度 パイプハウス設置・移設 実施報告・助成申請書」(別紙 様式2)を作成し、平成29年12月29日までに営農部生産資材課あてに提出する。

#### 5. 助成金財源

この助成金の財源については、JA群馬担い手サポートセンターの「パイプハウス設置・移設支援事業」の15万円とする。

#### 6. 個人情報の取扱い

- (1) 本事業により入手した個人情報は、個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理する。
- (2) 当該個人情報は、本事業に関する事項として、その手続きのためのみに利用する。

#### 7. その他

本事業の実施に関し、この要領に定めるほか必要な事項がある場合は、営農部長が決定し、事業対象者に通知する。

以 上

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。